

川崎市病院局規程第14号

川崎市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局公文書管理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局公文書管理規程（平成17年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

（6） 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

第6条第4項中「1名」を削る。

第18条の次に次の1条を加える。

（取得した公文書の電子正本化）

第18条の2 職員が職務上取得した紙による文書（完結文書及び次に掲げるものを除く。）については、別に定めるところにより、当該文書をスキャナにより読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）をもって代えることができる。

- （1）電子正本化等により保存の方法に係る法令等の規定に抵触するもの
- （2）電子正本化等により原本としての効力を有しなくなるおそれがあるもの
- （3）現に係属している訴訟、審査請求その他の争訟に係るもの
- （4）歴史的文化的価値があると認められるもの

2 前項の規定による電子正本の作成に用いた紙による文書については、当該文書の保存期間にかかわらず、第40条第1項ただし書に規定する特に軽易な公文書とみなして保存するものとする。

第28条中「完結した公文書（以下「完結文書」という。）」を「完結文書」に改める。

第31条第1項を次のように改める。

施行する電磁的記録のうち、前条第1項各号に掲げる文書に係るものについては、電子署名を行わなければならない。

第45条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により完結文書を保存している所管課長、庶務課長は、保存の必要に応じ、当該完結文書に代えて、内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書を作成することができる。ただし第18条の2第1項各号に掲げるものにあつては、この限りでない。
- 3 第18条の2第2項の規定は、前項の規定による同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第45条第2項本文」と、「電子正本の作成に用いた紙による文書」とあるのは「内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に用いた完結文書」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。